

## 環境影響評価審査会 総会 会議録

- 1 日 時 : 令和元年9月26日(木) 10時00分～11時55分
- 2 場 所 : ラッセホール地下1階 パンジー
- 3 議 題 : (1) 環境影響評価対象事業の追加(太陽光発電所)について  
(2) 東播磨南北道路に係る事後監視調査結果報告書について
- 4 出席委員: 服部委員(会長)、山下委員(副会長)、大迫委員、小谷委員、  
上甫木委員、川井委員、近藤委員、澤木委員、住友委員、中野委員、  
西田委員、西村委員、増沢委員、益田委員、三橋委員
- 5 兵 庫 県: 環境部長、環境管理局長、環境影響評価室長、  
審査情報班長他係員2名、水大気課、温暖化対策課、環境整備課、  
自然環境課、ビジョン課
- 6 配付資料  
資料1: 前回の総会での主なご意見と回答・対応方針  
資料2: 「環境影響評価条例対象事業への太陽光発電所の追加案」に関する  
パブリック・コメント手続の結果  
資料3: 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正につい  
て(諮問)  
資料4: 環境影響評価対象事業の追加並びに環境影響評価指針の改正につい  
て(一次答申)  
資料5: 平成30年度東播磨南北道路事後監視調査結果報告(説明資料)  
資料6: 事後監視調査結果報告書(東播磨南北道路)  
参考資料1: 環境影響評価法 抜粋  
参考資料2: 環境影響評価指針  
参考資料3: (仮称)姫路天然ガス発電所新設計画の環境影響評価準備書に  
対する意見(答申及び知事意見)
- 7 傍 聴 者: 2名
- 8 議事概要

- (1) 環境影響評価対象事業の追加(太陽光発電所)について  
<議題について、事務局から資料1から4により説明。>

[質疑]

(委員)

資料4の下の2番目で、「事業区域面積5ha以上の新設及び増設が適当である」と書いていますが、この増設というのは、新たに増やす分が4haであれば対象とならない。そうすると、毎回4haでどんどん拡大してしまっていて、極端なことを言えば100haを超えてしまうということになりませんか。

(事務局)

現在のアセス条例で増設の規模を設定していますが、同じ考え方をしており、新設5haでかかり、増設5haごとにアセスがかかることとなり、4haの増設ではかかりません。ただ、それが本当に別々の計画なのか、一連の計画として見なせるのか、時間的近接性、事業主体も見ながらアセスの適用を判断していくこととなります。第一期計画がおわり、第二期計画がたまたま何十年後かに出てきたら別の事業と捉えることとなります。

(委員)

ということは、一連のものかどうかの判断をするということですか。一連であれば4haと4haであっても計8haで捉え対象になるというところで、5haを堅持できるということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(委員)

確認とお願いですが、資料1でため池の件で、4番のところで対応方針として、ため池保全条例で対応できるということですが、中段のところの「機能の保全に影響を及ぼすおそれのある行為」というところだけを読むと、太陽光パネルを設置すること自体が含まれるかどうかはわからないのではないのでしょうか。ため池の機能が水を供給することが本来の機能であると捉える場合であれば、損なうことにはなりません。もうちょっと広く拡大して、生物多様性の保全ということも含めてため池の機能として捉えれば問題ないのですが、今の時点ではおそらくそうならないではと思います。実際これで規制がかけられるのかどうか疑問があります。

先日の千葉の台風で太陽光パネルが風で寄せられて、火災になってかなりひどい損害というか、おそらく何らかの環境影響も起こっていると思うのですが、火災でなくても破損することで有害物質が流出するとため池の中でたまることとなります。今回、実際起こることが確かめられましたので、きっちり対応する必要があると思います。この、ため池条例の見直しなのか、何らかの形でそのところをぜひきっちり対応していただきたいというのがお願いです。つまり、ため池の機能というところに生物多様性の維持というところも含めて捉えていただきたいと思います。

(事務局)

ため池保全条例の水底の掘削、岸の形状の変更という機能というところですが、ご指摘のとおり、ため池は、水を供給する農業用水を供給するというのが主な機能だと思います。水底の掘削というところですが、水を保持するために底面は粘土層になっていて、水を通しにくくなっています。そういうところを掘削してしまえば水が抜けてしまいます。そのため、底面を触る行為についてチェックするというのが大きな目的になっています。それと堰堤、堤防ですが、決壊してはだめということで、堤防を触る行為、パワーコンディショナーを設置する場合も地面を水平にしておくだろうということで削りますので、それでもひっかかってくるだろうと聞いています。

昨年、西日本豪雨でため池が決壊したということで、この条例を参考にこの4月に国の方で法律が作られ、それにあわせて条例を改正して許可制度を設定したと聞いています。こちらの許可制度でため池の太陽光パネルの設置については引っかかってくるのが確実に聞いています。多面的機能ですが、ため池条例の第15条で、ため池の多面的機能の発揮に支障を生じさせてはならないという項目がありまして、ため池の底地の所有者、発電事業をされる方との間で覚書的なチェックリストを配付するようになっていきます。その中で多面的機能として、農業用水の安定供給のほか、水源のかん養、生物多様性の確保、良好な景観の形成、文化の伝承等について配慮されていますか、配慮してください、というチェック項目があります。我々としましてはため池保全条例の許可申請が出てきました際に、そういう情報をいただきつつ、事業者の皆様、仮に5ha未満であっても、環境アセスのようなものもご紹介しながらため池の環境保全について配慮してくださいということで対応していきたいと考えています。

(会長)

この4番のところでは、かいぼりといって泥を出す方だと思います。今、ご説明があったのは掘ってはダメということだと思うのですが、いらない泥を出すのは可能なのでしょうか。

(事務局)

北播磨県民局管内の小野市の方で小さい太陽光パネルを浮かべて試験をしています。アンカーをした上でフロート型の太陽光パネルを浮かべて水抜きするという実験をしています。その結果、きちっと水が抜けてそのままパネルがさがって、また水をためていくと時間はかかりますがそのまま上がってくるという試験結果があります。かいぼりの実験はしていませんが、今の実験でしたら、まっすぐ下がるということですので、太陽光パネルの真下は難しいのかもしれませんが、仕切って水が入ってこないようにしてかいぼりすることは可能だと思います。

(会長)

法律関係のことも出ていましたが、副会長、いかがでしょうか。

(副会長)

環境省に照会して、県としては、国がいいというからいいだろうということでしょう。結果的には事業者の主張に沿うということですよ。法律論としては、事業者の主張に対して別の理屈は立つと思うのですが。とりわけ猶予期間、経過期間の話ではなくて、条例で前倒しをして、横出し掘出しというのができるかどうかという整理をすれば、問題ないだろうと思います。

(事務局)

当初の想定は10月頃に公布、1月に本格適用、フルアセスということも考えておりました。ただ、経過措置、周知期間というものがあるのかというと、10月適用で1月までの本格適用までの間に、何かをアセス条例上義務づけて何らかの手续をしていたらこうと考えていましたが、法律だけでなく、いろいろな条例、アセス条例を見ている中で、過去の改正も踏まえましても、3ヶ月で本当に十分なのかという話も上がりました。周知期間をしっかりとりたいということとなり、アセス法

が4月1日から適用となるということで、それに結果的にあわせることとしました。10月から3月の概ね6ヶ月程度は、周知期間、準備期間として必要ではないかという考えです。ただ、10月から3月末までなら、何もしなくても良いのかという話もあります。県内では、従来から林地開発の許可や太陽光条例の届出、宅造法の許可などいろいろな許認可をクリアして太陽光発電事業が実施されるわけですが、その事前段階で兵庫県特有のものとして大規模開発要綱があり、10ha以上の事業については事業の留意点をチェックして、次の許認可に進んで良いか知事の同意を出すという手続があります。その大規模開発要綱の同意の際には、従来から県の環境部局、アセス室では概ね20ha以上のものについて自然環境調査をしてくださいとされています。今回のアセス条例は4月1日から本格適用になるのですが、大規模開発要綱の考え方をそのまま継続しまして、10月から4月までの間も何もしなくていいというわけではなくて、規模に応じて、個別の事業案件を見ながら、可能な範囲で何らかの自然環境調査等で状況を見ていただき、大規模開発要綱の取扱いと同じようにしていきたいと考えています。

(委員)

資料4の答申案の7ページの、太陽光発電所の追加についての、事業規模に関する説明のところですが、上から読んでいくと、小規模な太陽光発電所の設置であっても環境配慮が重要だということで次に5haという数字が出てくるわけですが、上から素直に読んでいくと、小規模なものでも環境影響が大きい可能性があるとするれば、対象事業としては小さければ小さいほどいいという考え方が出てくるわけですが、そうすると5ha未満はやらなくてもいいとか、それを義務づけるのは難しいといったような説明といったようなものが必要という印象を受けるのですが、そういった説明というものを何か入れられないものでしょうか。

(事務局)

資料4の2ページに大規模開発要綱の適用となったものが載っています。大規模開発要綱は10ha以上のものですので10ha未満のものは入っていませんが、実体上は5haのところは電気事業法との関係もあり、ひとつの二極分化というような感じになっています。それより小さいところになると、例えば家庭用の屋根置きというものもありますが、ある程度の面積なりの規模感がないと採算がとれない状況です。5haにすることによって、かなり下の方で設定しているということをご理解いただきたいと思います。

(会長)

ここにあるゴルフ場の案件は、事前協議はまだ終わっていないのでしょうか。

(事務局)

資料2の2ページの表1で、下のAからEが現在、未着工のものです。このうち、DとEがゴルフ場跡地を活用したものであり、大規模開発要綱の手続に入っています。各法の許認可申請には至っていません。ほぼ場所と位置、規模は固まっており、それについて、許認可の適用について各課の意見を調整しているところです。

(会長)

終了していないということですね。文章を読みますと、協議が進んでいてほぼ終

わっているような書き方をしていますが、まだ調整ができていないということですね。

(事務局)

大規模開発要綱の手続に入るときには、ほぼ場所と位置が確定しており、事業者の立場としてはこれで計画が固まっている状況と思われます。それにつきまして、県の方ではそれでいいのかどうか、アドバイスや指摘をしながら、事業計画に反映して、さらに成熟した計画で許認可手続に入っていくということです。場所と位置が決まっているという点ではかなり固まってきていると考えています。

(会長)

他にご意見はないでしょうか。それでは、本日の審議の中では答申案の内容について大きな修正はないようですので、この内容で答申させていただくということでよろしいでしょうか。それではそのように進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(2) 東播磨南北道路に係る事後監視調査結果報告書について

<議題について、事務局から資料5により事後監視調査の概要について説明。

事業者から資料5及び6により事後監視調査結果報告書について説明。>

[質疑]

(委員)

31枚目のスライドの中で、「工事前調査と比較して著しく個体数等が減少した種がなく」とありますが、数字で出してもらえないでしょうか。何パーセント程度減少したとか、場合によっては増加したでもいいのですが。右の方にも著しい影響とあります。できたら数滴に表示していただきたいと思っております。

(事業者)

数量的な比較ができるよう、今後そういった資料づくりをしていきたいと思っております。参考情報として、鳥類は対象種が44種、今回見つけたのが20種。残りはどうなのかということですが、鳥類ですと、例えば渡り鳥はたまたまそこにいたのではとか、そういった点も今後分析してご説明できるような資料づくりをして参りたいと思っております。

(委員)

騒音のことです。25ページです。No.1-5の3回目が超えていたということですが、コンクリートポンプ車が動いていたのですよね。これは、次のスライド27の図を見ますと、80メートルの住居には影響があるのでしょうか。超えていたけれど苦情がなかったということですが、ポンプ車の稼働がもう少し上の方になると、もっと近くに住居等がありますね。その場合、防音シートをかけるとかコンクリート圧送車の配置を考え直すとか考えているのでしょうか。

(事業者)

27 ページですが、調査地点は青色で示しているところで騒音を測っており、そのすぐ右あたりの 10m 離れるか離れないところにポンプ車がありました。そこで 87 と超えました。計っていないので断言はできませんが、80m 先ですとおそらく 85 デシベル以下になっていると推測されます。今後北に進んでいきますと、住居がある区間に工事が進んでまいりますので、低騒音型機械を使うとともに、防音シート等をはり、今、地元の方と話をしている中では、地元の方もわかりやすいように工事現場で振動や騒音がデジタル表示されるようなパネルもあるので、周囲の方に見えるような取組をしながら、騒音低減を図っていきたいと思います。

(委員)

環境管理目標を超える可能性はあります。基本的には住民の方から苦情が出ないようにするのが目標だと思います。苦情がなければ公共工事なので住民の方も大目に見てくれることはあります。苦情が出るといろいろと問題になる可能性もありますのでご注意くださいと思います。

(事業者)

苦情がなくても我慢している方もおられるでしょうから、基準値を超えないようにしていきたいと思います。

(委員)

事後監視の結果報告なので、アセス時に見て、その後はとれていないということが資料を見るとたくさんあります。そののところがしっかり書かないと事後監視の意味がありません。いたものしかパワーポイントに書かれていません。まとめの要約のところではいいですと、トンボの仲間とかヘイケボタルとか、アセスの時はいたけど、その後とれていないというの也有ります。そののまとめ方として、次回以降、いなくなっていることがわかるような書き方をして、それに対して環境配慮措置を実行可能な形でやる方法を講じていただくのがいいかと思います。

ナゴヤダルマガエルに関しても、この資料だけを見ていると、影響があったのかないのか、分断化されたのかどうか、移動しているのかどうかわからないので、過去の分布と今の分布とを比較して、領域、面積が変わっていない、個体数が変わっていないというような表現の仕方をしていただいて、その上でスロープをつけた効果がありましたというような検証をしていただけたらいいと思います。

他の国土交通省さんの事例ですと、スロープをつけた後に実際にカエルをおいてみて、登るか登らないか簡単な実験をして、確かに登りますよというのを示しておいて、環境保全措置が有意義ですよという説明のされ方をされます。これは、カエルを二、三匹つれてきて、箱に入れて板をおいて登るか登らないかをやればいだけで、十分実行可能な措置だと思いますので、少しそのあたりの配慮をしていただければと思います。仮に登らなかったとしても簡単に溝を切ったりとかすれば登るようになるなどの事例もありますので、成果が上手に出るようにして、課題を解決してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

(事業者)

今後の資料のまとめ方につきましては、過去からの変化とか浴う一旦ものが丁寧

にご説明できるような資料づくりを進めてまいります。参考ですが、写真が撮れなかったのですが、ダルマガエルではありませんが別のカエルがスロープを登っていたということを調査員が見ておりました。そういった資料づくりを引き続きしてまいります。

(会長)

13、14 ページにセンリョウのことが書いてあります。説明の中では個体数が 30 個体とっておられました。資料の中には入っていませんので、具体的に 30 個体全部が生育したと書けばもっとはっきりすると思いますので、ぜひ、次回からはそういう形をお願いしたいと思います。他に何かございませんでしょうか。

他にないようですので、東播磨南北道路についての審議はこれで終わりたいと思います、事業者の方々どうもありがとうございました。

以上